

# 還付・同額充當時の手続きについての変更

還付等の手続き時の持ち物が変わります。

## 【変更前】

- ・利用許可書、領収書（別途作成者のみ）、**申請者の朱肉印**

## 【変更後】

- ・利用許可書、領収書（別途作成者のみ）、**本人確認書類**

## 本人確認書類の例

運転免許証・健康保険証・敬老パス・定期券など  
許可書に記載されている申請者本人と分かるもの

## 今後の還付等手続きの流れ

申請者本人が還付手続きに来る場合

- ①許可書等と共に本人確認書類を窓口にて提示
- ②還付申請書を記入
- ③職員が還付申請書と本人確認書類を照合
- ④還付(または同額充当)

代理の方が還付手続きに来る場合

- ①本来の申請者より委任状を受け取る  
(委任状には本来の申請者の直筆署名が必要)
- ②許可書等と委任状、代理の方の本人確認書類を窓口にて提示
- ③還付申請書を記入(代理の方の氏名、住所等を記入)
- ④職員が還付申請書と委任状と本人確認書類を照合
- ⑤還付(または同額充当)

※委任状は当館の様式以外でも申請者の直筆署名があれば使用可